１．事業所の概要

事業者の名称	医療法人社団　幸紀会
法人所在地	岐阜市鏡島西２丁目４番１４号
代表者氏名	理事長　　安江　紀裕
電話番号	（０５８）２５３－７７４５
設立年月日	昭和５４年3月２３日

２．ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設グリーンビラ安江
開設年月日	平成８年４月１日
施設の所在地	岐阜市鏡島南１丁目２番３８号
指定事業所番号	２１５０１８００９５
管理者の氏名	施設長　　伊藤　文雄
電話番号	（０５８）２５３－７８７８
ＦＡＸ番号	（０５８）２５３－１１２３

３．ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の種類	指定年月日	指定番号	定員
短期入所療養介護	平成　８年４月１日	2150180095	空床型
介護予防短期入所療養介護	平成１８年４月１日	2150180095	空床型
通所リハビリテーション	平成　８年４月１日	2150180095	５０人
介護予防通所リハビリテーション	平成１８年４月１日	2150180095	５０人
訪問介護	平成２９年４月１日	2170113134	
訪問リハビリテーション（予防）	平成２９年４月１日	2150180095	
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	令和　１年９月１日	2190104113	

４．事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護予防短期入所療養サービス事業の適正な運営を図るために、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師、看護・介護職員、支援相談員、リハビリ職員、管理栄養士及び介護支援専門員その他の職員が、要支援状態にある利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、適正な介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	・施設は、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、要支援状態になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。 ・施設は利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護予防短期入所療養介護サービスの提供に努めるものとする。 ・施設は、明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

	・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での入所サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了承を得ることとする。

５．施設の概要

（１）敷地及び建物

敷　地	１，７７８．６４㎡	
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造３階建て（耐火建築）
	延床面積	２，６２８．４９㎡
	利用定員	５６名

（２）居室

個室：４室　２人部屋：２室　４人部屋：１２室

（３）職員体制

職　種	常　勤	非常勤	夜 間	業　務　内　容
管　理　者	1			施設の総括管理
医　　師	1			病状に応じ日常的医学的対応
看 護 職 員	6	3		医師の指示の下、医療行為
介 護 職 員	１７		2	入所サービス計画に基づく介護
支援相談員	1	2		処遇上の相談、苦情等の相談
理・作学療法士	5			リハビリ計画とその指導
リハビリ助手	1			身体機能の改善、減退防止の訓練
管理栄養士	1			献立、栄養指導、食事管理
介護支援専門員	1			入所サービス計画の立案等
事　務　員	2			総務、経理、一般事務等

（４）職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
管　理　者	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
医　　師	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	管理者兼務
看 護 職 員	早　番（午前　７時３０分～午後　４時３０分） 日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分） 遅　番（午前１０時００分～午後　７時００分）	
介 護 職 員	早　番（午前　７時００分～午後　４時００分） 日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分） 遅　番（午前１０時００分～午後　７時００分） 夜　勤（午後　４時３０分～午前　９時３０分）	
支援相談員	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
理学療法士	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
リハビリ助手	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
管理栄養士	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
介護支援専門員	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	
事　務　員	日　勤（午前　８時３０分～午後　５時３０分）	

６．入所サービスの内容

サービスの種別	内容
食事	・食事時間 朝食　　７時３０分 ～　８時３０分頃 昼食　１１時３０分 ～ １２時３０分頃 夕食　１７時３０分 ～ １８時３０分頃 ・食事場所 できるだけ離床して食堂で召し上がっていただきます。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
医療・看護	・利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。 ただし、施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関で治療していただきます。
機能訓練	・理学療法士等による機能訓練を、利用者の状況にあわせて行います。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴・清拭 着替え	・週に最低２回ご利用いただきます。 ・一般浴槽のほか入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 ・入浴日に体調不良等で入浴できない方はタオルで清拭を行います。
離床	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
整容	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	・シーツ交換は週１回行います
介護相談	・利用者とその家族からのご相談に応じます。

７．利用料等

（１）介護予防短期入所療養介護サービス費の１割又は２割又は３割。

（２）「食費」及び「居住費」の支払額、そして国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額。

（３）前記（１）（２）のほか、介護保険給付対象外サービスの利用料は全額を負担していただきます。

（４）利用料金表は別紙のとおり。

８．利用料等のお支払方法

毎月１０日前後に、前月利用分の請求書及び明細書を発行いたします。利用料のお支払いは原則銀行引き落としとなり、毎月２３日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に前月利用分の引き落としとなっております。

９．サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１）施設の苦情の受付

苦情・相談解決責任者	施　設　長　　伊藤　文雄
苦情・相談受付担当者	介護支援専門員　森　悦子
ご 利 用 時 間	午前９時００分～午後５時００分（月～土）
ご 利 用 方 法	１階相談室　苦情受付窓口
ご　意　見　箱	１階エレベーター前に設置

（２）行政機関その他の苦情受付・相談機関

〔受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）午前９時００分～午後５時００分〕

岐　阜　県　庁 健康福祉部高齢福祉課	所 在 地　岐阜市薮田南２丁目１番１号 電話番号　（０５８）２７２－１１１１ 内線 ２６０２
国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	所 在 地　岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号　（０５８）２７５－９８２６
岐　阜　県 運営適正化委員会	所 在 地　岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号　（０５８）２７８－５１３６
第　三　者　委　員	事 業 所　医療法人社団 幸紀会 安江病院 担 当 者　事務局長 錦見 由美 電話番号　（０５８）２５３－７７４５

〔受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）午前８時４５分～午後５時３０分〕

岐阜市役所介護保険課	所 在 地　岐阜市司町４０番１ 電話番号　（０５８）２１４－２０９３

１０．非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設グリーンビラ安江消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練	年２回、昼間及び夜間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	有・無	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有	非常警報設備	有
	自動火災報知機	有	非常放送設備	有
	火災通報装置	有	屋内消火栓	有
	誘導灯	有	消火器	有
	非常階段	有		
消防計画等	岐阜中消防署への届出日：平成２７年１２月１日消防計画作成（変更）			

１１．協力医療機関等

（１）協力医療機関

名　　称	安江病院
院 長 名	安江　紀裕
所 在 地	岐阜市鏡島西２丁目４番１４号
電話番号	０５８－２５３－７７４５
入院設備	あり

（２）協力医療機関

名　　称	岐阜市民病院
院 長 名	山田　誠
所 在 地	岐阜市鹿島町７丁目１
電話番号	０５８－２５１－１１０１
入院設備	あり

（３）協力眼科医院

名　　称	眼科クリニックやすえ
院 長 名	岡部　いづみ
所 在 地	岐阜市鏡島西２丁目３番１２号
電話番号	０５８－２５５－４１００
入院設備	なし

（４）協力歯科医院

名　　称	楠歯科医院
院 長 名	楠　博夫
所 在 地	岐阜市鏡島２８６４番地２
電話番号	０５８－２５３－７７７１
入院設備	なし

１２．施設ご利用の際にご留意いただく事項

所持金品の管理	所持品の全ての物に氏名を記入してください。 所持金品は、自己の責任で管理してください。
来訪・面会	面会時間　午前９時００分～午後７時００分 来訪者は面会時間を遵守し、必ず受付の「面会記録」にご記入のうえ、ご来場ください。 ※ただし、ノロウィルスやインフルエンザなどの感染症予防対策のため、一時的に面会をお断りするなど面会を制限させていただく場合があります。
外出・外泊	外出・外泊の際には２階のスタッフルームで許可を受け、必ず「外出・外泊届」を提出してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
消灯時間	消灯時間は、原則として午後９時００分とします。
飲食物の管理	飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

１３．施設内における禁止行為

（１）飲酒及び施設内の所定場所以外の喫煙

（２）火気の取り扱い

（３）他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動

（４）動物の飼育及びペット同伴による面会

（５）他の利用者に対し迷惑を及ぼすような行為

１４．施設サービス利用中に起こりうる危険について

ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。施設利用中に起こりうる危険については、自宅での生活においても十分に起こりうるものであると考えます。

（１）骨折、外傷、頭蓋内損傷、内出血、皮膚剝離などの受傷

・歩行時の転倒による受傷

・ベッド、車いす、椅子などからの転落による受傷

（２）病気の急な悪化や、新たな病気の発症

・持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至る可能性（脳血管系疾患、心疾患、糖尿病など）

・加齢や障害による嚥下能力の低下によって引き起こされる、食事や急な嘔吐による誤嚥、誤飲、窒息

高齢者は、体力の低下もあり急な病変に対して体が対応しきれず重症化したり、最悪の場合は死に至ることがあります。全身状態が悪化した場合、当施設の判断で救急搬送を行うことがあります。

（３）施設からの離設

認知症などにより危険予測等の判断能力が低下したことが原因で、施設から出てしまわれる（以下、離設とします）可能性があります。離設防止のため、細心の注意を払っていきますが捜索中に重大な事故につながることがあります。また、施設から離設されたと判断された場合、警察への通報を行うことがあります。

（４）物損の損壊、紛失など

補聴器、眼鏡又は金銭については、認知力の低下により損壊や紛失される可能性があります。ご利用者本人が管理される物につきましては、自己責任でお願いします。また、装飾品や時計などにおいても同様の取り扱いといたします。

１５．見守りシステム使用について

当施設では、ご利用者様の安全と事故防止、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・人感センサーを使用するシステムの使用を行います。

使用については、下記の内容で運用を行います。

・危険予兆動作を検知した時に画像を記録します
・転倒、転落事故時には記録画像を確認し迅速かつ的確な処置に繋げます
・ご家族様へは検知した記録をお見せすることが可能です
・施設外部への持ち出し、外部からの記録を見ることはできません
・ご利用者様、ご家族様の許可なく使用はしません
・事故や危険状態を完全に防ぐことを保証することはできません
・検知通知を受けた場合でも職員の駆けつけをお約束するものではありません

１６．個人情報の使用について

利用者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者 会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、並びに医療機関の受診等において、個人情報の使用を 必要とする場合があります。個人情報を使用する場合は、下記の条件のもとに利用者及び利用者の代理 人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
（２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと
（３）使用する期間は当事業所と別に締結する介護老人保健施設サービスの契約期間内であること

１７．会議や多職種連携における ICT 活用について

各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進から ICT の活用をおこないます。

① ご利用者様等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等の 活用を行います。

② ご利用者様等が参加して実施するものについては、ご利用者様等の同意を得た上で、 テレビ電話等の活用実施を行います。

１８．身体的拘束について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利 用者に対し身体的拘束その他の方法により行動を制限しません。当施設において 例外規定に該当すると判断した場合には、契約書第８条に記載のとおり、別紙により利用者または利用 者の代理人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

１９．虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止に関する研修を実施し、その発生を防止するための体制を整備します。

２０．業務継続計画の策定について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

２１．事故発生防止について

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止に関する研修を実施し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

２２．褥瘡対策について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような 適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止に関する研修を実施し、その発生を防止するための体制を整備します。

２３.ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

   また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

当事業者は、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養サービス内容・重要事項説明書に基づいて、介護予防短期入所療養サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　医療法人社団 幸紀会
所在地　　岐阜市鏡島南１丁目２番３８号
名　称　　介護老人保健施設グリーンビラ安江

説明者　　職　名

氏　名

私は、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養サービス内容・重要事項説明書に基づいて、介護予防短期入所療養サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　氏　名

代理人　　氏　名
（選任した場合）
利用者との続柄